

後期高齢者向けのフレイルリスク改善のための
トレーニング事業業務委託
委託先事業者募集要項

令和8年5月

大阪市

事務局	:	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
住所	:	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所2階）
電話	:	06-6208-9957
FAX	:	06-6202-6964
E-Mail	:	kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

1 案件名称

後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業業務委託（単価契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、高齢化率の上昇等に伴い要介護認定率についても上昇が見込まれる中、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防の取組みを推進していくこととし、令和7年4月から「“すかい”プロジェクト ～“す”こやかに “か”いご予防で “い”い人生～」を開始した。

“すかい”プロジェクトでは、介護予防への参加促進に向けて、これまであまり関心がなかった人等へ介護予防の取組みを「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で実施することとしており、大阪市では介護・介助が必要になった原因の1位が「骨折・転倒」であること等を踏まえ、「後期高齢者向けフレイルリスク改善のためのトレーニング事業」（以下「本事業」という。）を実施し、介護予防の取組みを「楽しむ」ことを支援する。

本事業は、75歳以上のフレイルリスクの高い高齢者が年齢を重ねても自分らしくできる限り地域において自立した生活を送れるよう、フレイルリスクの改善を図ることを目的とし、介護予防に資する基本的な知識を習得するとともに、運動習慣を身に付けることができるよう、トレーニング機器等を使用し介護予防に資する運動等を行うことを支援する。

(2) 委託業務内容

- ア 本事業の対象者に対するトレーニング機器等を使用した筋力トレーニング等の支援
- イ 具体的内容については、別紙「仕様書」を参照すること

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 履行場所

本市内で受注者が届出した施設

ただし、別紙「仕様書」の「5 実施体制等」に掲げる要件を満たす施設に限る。

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び事業実施計画書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料単価及び支払い

委託料単価については、事業参加人数により次のア及びイのとおりとし、1か月ごとの業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき実施月単位で支払うこととする。なお、下記の契約単価には、消費税額及び地方消費税額を含む。

- ア 対象者1人につき1回あたり2,000円
ただし、対象者1人につき最大12回とする。
- イ 体力測定及びアンケートを実施した場合
上記アに加え、対象者1人につき1回あたり4,300円
ただし、対象者1人につき1回目・6回目・12回目利用時の最大3回とする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」のとおり
なお、契約書の条項の文言変更を認めない。

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

- ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (イ) 別紙「仕様書」のうち「6 業務内容及び実施内容」及び「7 業務管理」に関すること
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条

の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

応募書類提出時点において、次の(1)から(4)の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿(物品供給等、業務委託)に登録されていること。また、応募書類提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
 - イ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿(物品供給等、業務委託)に登録されていないものについては、応募書類提出時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあたっては、直近年度において法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 本事業の対象者が介護予防に資する運動を継続できる施設を運営していること。具体的には、次の事項の全てに該当すること。
 - ア トレーニングジムを有していること。
 - イ 上記アの施設は、インストラクター、トレーナー等の指導員を配置し、利用者の状況に応じて、スポーツ・体力向上、介護予防に資するトレーニング方法等を支援できる体制が整っていること。
 - ウ 上記アの施設を1年以上運営していること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年5月22日(金) |
| ・ 応募事業者向け説明会参加受付締切 | 令和8年6月5日(金) |
| ・ 応募事業者向け説明会 | 令和8年6月8日(月) |
| ・ 質問受付締切日 | 令和8年6月11日(木) |
| ・ 質問に対する回答日 | 令和8年6月15日(月) |
| ・ 応募書類受付締切日 | |
| (契約締結を令和8年8月までに希望する場合) | 令和8年6月22日(月) |
| (契約締結を令和8年9月以降に希望する場合) | 希望する日の前々月の末日まで |
| ・ 事業者決定通知 | 提出のあったものから順次通知を行う。 |
| ・ 契約締結時期 | 提出のあったものから順次行う。 |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日(水) |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募事業者向け説明会

本事業の目的や内容等について詳細に説明するため、応募事業者は可能な限り参加すること。

ア 開催日時 令和8年6月8日（月） 午後1時30分～午後2時30分（予定）

イ 実施方法 オンライン（Microsoft Teams）による開催

ウ 参加申込

大阪市ホームページから「後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業 応募事業者向け説明会参加申込書」をダウンロードし、法人名、参加者名、連絡先等の必要事項を明記のうえ、電子メールにて「件名」に「後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業 応募事業者向け説明会参加申込」と明記して次のメールアドレスまで送信し、メール送信後は、送信確認のため電話連絡すること。

なお、郵送等・FAX など他の方法による受付は行わない。

送信先メールアドレス：kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

エ 説明会参加申込のメール受付期間

公募開始日から令和8年6月5日（金）午後5時00分まで（予定）

オ 説明会資料

申込のあった事業者へ事前に資料データを送付する。

なお、説明会終了後は速やかに大阪市ホームページへ掲載する。

（2）質問の受付

質問については、原則として次の方法のみ受付し、個別の質問には回答しない。

ア 受付期間 公募開始日から令和8年6月11日（木）午後5時30分まで（予定）

イ 提出方法 「後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業 受託事業者募集に関する質問票」を電子メールに添付し kaigoyobou@city.osaka.lg.jp へ送信すること。

ウ 回答方法 令和8年6月15日（月）頃に大阪市ホームページ上で公開する。

（3）応募書類の提出

ア 受付期間

契約締結を令和8年8月までに希望する場合は、公募開始日から令和8年6月22日（月）まで
契約締結を令和8年9月以降に希望する場合は、希望する日の前々月の末日まで

受付時間 午前9時30分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

※ただし、事業参加人数が全体予算に達した場合は、その時点で募集を締め切らせていただくことがあります。

イ 提出書類

（ア）応募書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）使用印鑑届（様式3）

（エ）印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：原本】

（オ）履歴事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】、
若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿【写し可】

（カ）直近年度分の法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行、その3の3納税証明書）【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

（キ）直近年度分の法人市民税・固定資産税の納税証明書（市税事務所発行）
【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

(ク) 直近年度分の貸借対照表及び損益計算書【写し可】

(ケ) 事業実施計画書(様式4)

※(カ)及び(キ)について、非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出すること。

※(ウ)から(ク)までは、応募時点において、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式1に承認番号を記載すること)。

※ただし、追加書類の提出を求める場合がある。

ウ 提出場所 「9 担当」に記載のとおり

エ 提出方法

応募書類は、持参又は郵送により提出すること。

オ 提出部数

応募書類 正本1部

※応募書類は穴をあけてA4フラットファイルに綴り、項目ごとにインデックスを貼り提出すること。

カ その他

- ・応募書類提出の際は、提出方法・提出日時及び担当者を事前に「9 担当」まで連絡すること。
- ・応募書類に修正があった場合は、速やかに対応し再提出すること。
- ・応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「9 担当」まで連絡し、書面により辞退届を提出すること。なお、辞退届の様式は任意とする。

7 受託予定事業者との協議・契約に関する事項

(1) 応募書類提出後

発注者は、応募事業者から提出のあった応募書類について、本募集要項に記載する内容に係る審査を行う。その結果、審査要件を満たすすべての応募事業者あてに本事業の受託予定事業者として決定する旨の通知を行う。また、応募資格を満たさない事業者には受託を決定しない旨の通知を行う。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査・選定の対象から除外する。

- ア 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 受付期間内に提出書類等が提出されない場合
- エ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 受託予定事業者との協議・契約

受託予定事業者決定後は、発注者は、上記により受託決定の通知を行った事業者と契約締結に向けた協議を行い、双方で内容を確認後、委託契約を締結する。

(4) 契約保証金

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) 業務の準備等

契約締結日から円滑に業務を開始できるようにするために行った準備について、受託予定事業

者の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用の一切について発注者は補償しない。

8 留意事項

- ア 応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 応募書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての応募書類は返却しない。
- エ 提出された応募書類は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 受託予定決定通知後契約締結までに、受託予定事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- カ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

9 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

TEL：06-6208-9957

メール：kaigoyobou@city.osaka.lg.jp